

「ひりゅう」は皆様のおかげで、今年度最終号で第 200 号の発行を迎えることができました。これから 250 号、300 号と続いていけるよう事務職員一同頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

「ひりゅう」第 200 号発刊に寄せて

龍郷町教育委員会 教育長 碓山 和宏

龍郷町事務支援室だより「ひりゅう」の第 200 号発刊おめでとうございます。

確認ができる最も古い「ひりゅう」が 2000 年 2 月の第 90 号ということのようですが、それから逆算すると第 1 号の発刊は、30 年ほど前になるのではと推測されます。

30 年近くにわたり、時宜にかなったタイムリーな情報の提供に敬意を表します。

今後とも先生方や保護者への情報発信を通して、龍郷町の学校教育の充実に資する一役を担っていただくことを期待して、200 号発刊に寄せる言葉といたします。

## 給与振込・旅費振込・共済組合・互助組合等の給付に関する口座は解約しない！

給与振込口座・旅費振込口座・共済組合・互助組合等の給付に係る口座は事務職員に相談せず絶対的に解約しないでください。転出先に振込に使っていた金融機関がない場合など、不安なことがありましたら、事務職員にご相談ください。

また、退職される方も退職後に振込がある場合があるので、2ヵ月程度は解約しないようお願いします。退職直後に婚姻等による名義変更の必要のある方も事前にお知らせください。

## 借家等に転居予定の方は住居手当にご注意ください！

不動産会社との契約の前にお読みください！

### 〈引っ越し前〉

旧住宅の 4 月分家賃を日割り等で支払った場合は、必ず領収書を受け取り、新所属へ提出してください。



### 〈引っ越し後〉

人事異動に伴う転居の場合は、**契約開始日が 4/1 (異動発令日) より後**である場合、新住宅の 4 月分の住居手当は**支給できません**ので、ご注意ください。たとえば 4/3 入居でも…

- ・ 契約開始日：4/1 ⇒ 新住居の住居手当は 4 月分から支給可能
- ・ 契約開始日：4/2～ ⇒ 新住居の住居手当は 5 月分から支給

※ 4/1 より前に新住居に入居・契約の場合は 4 月分より支給されます。

## 期限付き職員の方へ（例年と取扱いが変わります！）

昨年度までは、同事業主（同教育事務所管内）に退職後 14 日以内の採用が決まっている場合、保険証を返却せず引き続き使用することができ、厚生年金も継続されていました。

しかし、令和 2 年 4 月 1 日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、**臨時的任用職員は公立学校共済組合員となります。**

### ◎ 社会保険資格喪失手続

令和 2 年度以降の採用の有無に関わらず、全員「健康保険被保険者証」（扶養親族分も含む）を返却してください。

### ◎ 国民年金及び健康保険加入手続

全ての臨時的任用職員は退職後、国民年金及び健康保険に加入する義務があります。

※ 「資格喪失証明連絡票」の発行など、詳しくは事務職員にお尋ねください。



### ◎ 児童手当

改正法施行後、任用の日から共済制度が適用され、**児童手当は県からの支給になります**（4 月分は所在地のある市町村で、5 月分から新所属で支給）。

※ 現在受給している市町村に「受給事由消滅届」を提出、4/15 までに新所属に「受給事由消滅通知書」等を提出する必要があります。

## 自宅を転出される方で住宅借入金等特別控除を受けている場合はご注意ください！

単身赴任等で生計を一にする家族（扶養の有無は関係ない。例えば扶養に入っていない配偶者も可）が住み続ける場合は、そのまま控除を受け続けることができますが、本人だけでなく家族全員で転出する場合は、所轄の税務署に届出をする必要があります。届出をしておかないと、再び居住する際に控除の適用を受けることができません（届出をしておくで適用期間の残った期間分の控除を受けることができます）。

手続きには未使用分の「給与所得者の住宅借入金等特別控除証明書」等の書類が必要になります。必要書類については所轄税務署にお問い合わせください。

## 年度末の事務処理、引継ぎを確実に！

転出者だけではなく、全員が確認を！

- ・ 勤務関係諸帳簿の記入、押印もれがないか確認。  
（出勤簿、各種承認簿、旅行命令票・復命書等…）
- ・ 学校予算、学級費、PTA会計など各種会計で未払いの請求書がないか確認。
- ・ 学級や教科等で利用した備品・物品で修理の必要なものはないか確認。
- ・ 備品や鍵・指導書等の確実な引継ぎ。
- ・ 各担当で必要な事務については確実な引継ぎを・・・。



## ひりゅう は 200 号を迎えました！



「龍郷町学校事務支援室だより ひりゅう」は、町内すべての教職員に等しく同じ情報を提供できるよう発行を続けてきました。なにかと複雑でややこしい事務処理や制度のことを「わかりやすく」、色々なテーマのコラム等を添えて「興味を持ってもらえるように」作成し、ホームページに掲載することで町内外からも感想などのお声をいただいています。

| No. | 発行月         | 特 集 テ ー マ                   |
|-----|-------------|-----------------------------|
| 111 | 2003 年 6 月  | いつも元気に明朗会計 先生のための会計Q&A      |
| 132 | 2010 年 6 月  | 勤務時間が 7 時間 45 分に 年休の取り方について |
| 138 | 2012 年 6 月  | 適当に決まっているわけではない？ 職員番号の謎     |
| 144 | 2013 年 11 月 | 「支援室だより」のはじまり 共同実施スタート！     |
| 160 | 2015 年 10 月 | 被扶養者年金制度の一元化、マイナンバー制度について   |
| 174 | 2017 年 5 月  | 人間ドック負担額の変更について             |
| 191 | 2019 年 3 月  | 龍郷町内旅行命令票の統一について            |

## こんな内容も！？ これまでの「ひといきコラム」

- ・ 龍郷町内おすすめ観光スポット
- ・ 九州新幹線の全線開業
- ・ 手作りケーキのレシピ紹介
- ・ イカの生態について 1・2
- ・ 釣行記（イカの生態よりシリーズ化）
- ・ 退職金の計算方法

などなど



そんな「ひりゅう」ですが、確認のできる最も古いものは 2000 年 2 月発行の第 90 号でした。既刊を見返してみると、今も変わらない給与改定や休暇についての説明の中に時代を感じるものやクスッと笑ってしまうものが。いくつかピックアップしてみました。

気になった内容があった際には、各校の事務職員に声をかけてみてくださいね。

また、こんな内容が読みたい！といったリクエストやご意見、アドバイスなどありましたら、ぜひお聞かせください。



1 年間、ひりゅうを読んでいただき、ありがとうございました。

来年度も先生方にお役立ち情報をお届けしていきますので、引き続きよろしくお願いします。